

平成27年度財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物、什器備品及びソフトウェア・・・・・・定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・役職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金・・・・・・職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

該当なし

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計				
特定資産				
退職給付引当資産	277,743,141	40,506,000	41,947,034	276,302,107
財政調整基金積立資産	705,106,160	139,500,000	217,806,879	626,799,281
電算処理システム導入作業経費積立資産	49,215,016	14,948,533	0	64,163,549
国保高齢者医療制度円滑導入基金積立資産	461,160,736	18,514	461,179,250	0
減価償却積立資産	525,095,431	87,532,925	0	612,628,356
小 計	2,018,320,484	282,505,972	720,933,163	1,579,893,293
合 計	2,018,320,484	282,505,972	720,933,163	1,579,893,293

※財政調整基金積立資産には、任意調整積立資産 487,299,281円を含む

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	276,302,107	0	0	276,302,107
財政調整基金積立資産	626,799,281	0	626,799,281	0
電算処理システム導入作業経費積立資産	64,163,549	0	64,163,549	0
減価償却積立資産	612,628,356	0	612,628,356	0
小 計	1,579,893,293	0	1,303,591,186	276,302,107
合 計	1,579,893,293	0	1,303,591,186	276,302,107

※財政調整基金積立資産には、任意調整積立資産 487,299,281円を含む

6 担保に供している資産

該当なし

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	684,868,000	121,780,941	563,087,059
什器備品	293,926,200	178,990,660	114,935,540
ソフトウェア仮勘定	86,822,879	0	86,822,879
ソフトウェア	271,342,245	242,973,352	28,368,893
合 計	1,336,959,324	543,744,953	793,214,371

8 保証債務等の偶発債務

該当なし

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額および残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
国庫補助金	国	-	1,839,213,000	1,839,213,000	-	-
県補助金	栃木県	-	3,194,000	3,194,000	-	-
合 計		-	1,842,407,000	1,842,407,000	-	-

11 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位：円)

内 容	金額
受取補助金等振替額	1,842,407,000
合 計	1,842,407,000

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な後発事象

該当なし

14 その他の資産、負債及び純財産の状態並びに純財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし